

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課)
 宮城県仙台市青葉区
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 定価 1 箇月 2,100円
 (毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○町及び一部事務組合からの公平委員会の事務の受託の廃止	(市町村課)	一
○宮城県民会館の使用に係る使用料の徴収事務の委託	(生活・文化課)	二
○宮城県慶長使節船ミュージアムの使用に係る徴収事務の委託	(同)	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	二
○宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務の委託	(長寿社会政策課)	二
○身体障害者福祉法に基づく更生医療を担当する医療機関の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく更生医療を担当する医療機関の指定の辞退	(同)	三
○身体障害者福祉法に基づく更生医療を担当する医療機関の変更	(同)	三
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(同)	三
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(同)	三
○知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設等の指定	(同)	四
○平成十二年宮城県告示第四百号(温泉の水質検査を行う者の指定)の一部改正	(薬務課)	四
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	四
○林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託	(経営金融課)	五
○沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	五
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	五
○肥料の登録有効期間の更新	(農業振興課)	六
○肥料の登録事項の変更	(同)	六
○肥料の登録の失効	(同)	六
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	七

○飼料試験結果の公表	(同)	七
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	一三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村基盤計画課)	一三
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	一四
○卸売業務の許可	(漁業振興課)	一四
○公有水面埋立てのしゅん功認可(二件)	(漁港漁場整備課)	一四
○河川予定地の指定	(河川課)	一六
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一六
○宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	(教育庁高校教育課)	一六
○土地改良事業の工事の完了の届出	(大河原地方振興事務所)	一六
○土地改良区の定款変更の認可	(仙台地方振興事務所)	一七
公 告	(建築宅地課)	一八
○開発行為に関する工事の完了	(選挙管理委員会)	一八
○証券の無効	(監査委員)	一八
○定期監査の結果の公表	(同)	一八
○行政監査の結果に対する措置の公表	(同)	二〇
○行政監査の結果の公表	(公安委員会)	二二
○警備業法第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施について	(同)	二九

告 示

○宮城県告示第四百六十八号
 県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第二項の規定により、次の町及び一部事務組合からの公平委員会の事務の受託を平成十八年三月三十日をもって廃止する。
 平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 志田郡松山町、志田郡三本木町、志田郡鹿島台町、玉造郡岩出山町、玉造郡鳴子町、遠田郡田尻町、

本吉郡唐桑町、公立気仙沼病院組合

○宮城県告示第四百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県民会館の平成十七年度分の使用に係る使用料の徴収事務を平成十八年三月三十日次のとおり委託した。
平成十八年四月七日

一 委託の相手方等
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県民会館指定管理者 宮城県民会館管理運営共同企業体
構成員

財団法人宮城県文化振興財団 仙台市青葉区国分町三丁目三番七号
株式会社東北共立 仙台市太白区八本松二丁目十番十一号
株式会社陽光ビルサービス株式会社 仙台市青葉区上杉二丁目三番七号

二 委託期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県慶長使節船ミュージアムの平成十七年度分の使用に係る使用料の徴収事務を平成十八年三月三十日次のとおり委託した。
平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

石巻市渡波字大森三十番地の二

宮城県慶長使節船ミュージアム指定管理者 財団法人慶長遣欧使節船協会

二 委託期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。
平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 中国医学研究懇談会

一 代表者の氏名 清水 雅行

二 主たる事務所の所在地 宮城県仙台市若林区新寺一丁目五番二十六・一〇一号

三 定款に記載された目的 この法人は中国医師及び医療従事者との中国医学研究交流、相互訪問を通して日中友好を図り、日本において患者、家族、医師、医療従事者、福祉事業者が協同して、「中国医学」、「中西医结合治療」、「福祉医療」を学び研究し、懇談会、講演会、市民医学講座等を開催し、具体的な医療、福祉施策の提言などの活動を行い、病氣治療、健康維持等に寄与する事を目的とする。
平成十八年三月二十八日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第四百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県介護研修センターの使用に係る使用料の徴収事務を平成十八年三月三十一日次のとおり委託した。
平成十八年四月七日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩
仙台市青葉区上杉一丁目二番三号
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

二 委託期間

平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百七十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。
平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
シヨーエイすずき薬局	石巻市泉町四丁目三十九・三十二	平成十八年三月三十一日
調剤薬局ツルハドラッグ 宮城白石店	白石市大手町一・八	平成十八年三月三十一日
有限会社ここの調剤薬局	黒川郡大和町吉岡字上町七十二・二	平成十八年三月三十一日

○宮城県告示第四百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第三項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所在地	主として担当する医師	辞退年月日
公立気仙沼総合病院	眼科に関する医療	気仙沼市字田中百八十四		平成十八年三月十四日
公立気仙沼総合病院	耳鼻咽喉科に関する医療	気仙沼市字田中百八十四		平成十八年三月十四日

○宮城県告示第四百七十五号

身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の六の規定により、指定医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地
変更後 気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
変更前 公立気仙沼総合病院	
変更後 大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
変更前 古川市立病院	
変更後 大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉字末沢一
変更前 町立鳴子温泉病院	

○宮城県告示第四百七十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十七第一項に規定する指定居宅支援事業業者として、次のとおり指定した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 児童短期入所事業

事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四〇〇〇三〇三三八 七一三七	多機能サポートランド さ わおとの森 宮城県利府町沢乙字欠下東 十八番二	特定非営利活動法人 わおとの森	平成十八年 三月二十日

二 児童デイサービス事業

事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四〇〇〇三〇三三八 七一二九	多機能サポートランド さ わおとの森 宮城県利府町沢乙字欠下東 十八番二	特定非営利活動法人 わおとの森	平成十八年 三月二十日
〇四〇〇〇三〇三三五 〇一二七	ほっとスペース・あいあい 岩沼市相原一丁目七・十 八	特定非営利活動法人 いしよはグー!	平成十八年 三月三十一日

○宮城県告示第四百七十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定居宅支援事業者として、次のとおり指定した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知的障害者短期入所事業

事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四〇〇〇二〇〇三八 七一三八	多機能サポートランド さ わおとの森 宮城県利府町沢乙字欠下東 十八番二	特定非営利活動法人 わおとの森	平成十八年 三月二十日

二 知的障害者地域生活援助事業

事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

〇四〇〇二〇〇三九 八一四四	知的障害者グループホーム 旭町ホーム 白石市旭町二丁目七・二十	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三八 九一四一	知的障害者グループホーム 齋川ホーム 白石市齋川字楚利田五・一	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 〇一四〇	知的障害者グループホーム 陣場が丘ホーム 白石市福岡長袋字陣場が丘 十三・八	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 一四一八	知的障害者グループホーム 森合ホーム 白石市大平森合字ハツ森前 九・五	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 二一四六	知的障害者グループホーム 八反町ホーム 白石市旭町二丁目七・二十 六	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 三二四四	槻木はらからの家 柴田郡柴田町槻木駅西二丁 目六・二十	社会福祉法人 はらから 福祉会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 四一四一	遠刈田はらからの家 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字 新地東裏山十五・百九	社会福祉法人 はらから 福祉会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 五一四九	はさまホーム 登米市迫町佐沼字上舟丁三 〇・一 フローレス上舟丁 二号・七号	社会福祉法人 恵泉会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 六一四七	石森ホーム 登米市中田町石森字小人町 七十九・五	社会福祉法人 恵泉会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 七二四五	梨の木ホーム 登米市東町米川字町下三 十一 赤松荘二〇一号・二 二号	社会福祉法人 恵泉会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 八一四三	ルートえあい 大崎市古川江合錦町三丁目 四・十六	社会福祉法人 大崎誠心 会	平成十八年 三月三十一日
〇四〇〇二〇〇三九 九一四一	知的障害者グループホーム あさざり 東松島市赤井字川前四三	社会福祉法人 矢本愛育 会	平成十八年 三月三十一日

〇宮城県告示第四百七十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十四第一項に規定する指定知的障

害者更生施設等として、次のとおり指定した。
平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知的障害者通所授産施設

事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四〇〇二〇〇三八 五五三八	知的障害者通所授産施設 こすもすの家 白石市齋川字深沢四十七番 地一	社会福祉法人 白石陽光 園	平成十八年 三月二十日
〇四〇〇二〇〇三八 六五三六	かなん 石巻市和渕字箕入前一番一 内	社会福祉法人 石巻祥心 会	平成十八年 三月二十日

〇宮城県告示第四百七十九号

平成十二年宮城県告示第四百号（温泉の水質検査を行う者の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年四月七日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改める。
第三号中「が指定した」を「の登録を受けた」に改める。

〇宮城県告示第四百八十号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成十八年四月七日

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成十八年 五月十五日	遠里田町郡 旧小牛田町の区域	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町役場庁舎裏 駐車場
同年 五月十六日	同	午前十時三十分から 午後三時まで	同
同年 五月十七日	同	午前十時三十分から 午後三時まで	美里町南郷総合支所 庁舎 東側車庫
同年 五月十八日	遠谷田町郡 篁岳	午前十時三十分から 正午まで	涌谷町 篁岳公民館ロビー

同年 五月十八日	同	涌 谷	午後二時三十分から 午後三時まで	涌谷町 くがね創庫さくら
同年 五月十九日	同	同	午前十時三十分から 午後三時まで	同

○宮城県告示第四百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、林業・木材産
業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成十八年四月七日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 刈田郡七ヶ宿町字関百三十六番地の一 七ヶ宿町森林組合
- 角田市梶賀字高畑北百五十三番地 仙南中央森林組合
- 柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一 川崎町森林組合
- 伊具郡丸森町字田町南一番地の一 丸森町森林組合
- 白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六 白石蔵王森林組合
- 黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三 黒川森林組合
- 仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一 宮城中央森林組合
- 大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一 大崎森林組合
- 栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六 栗駒高原森林組合
- 登米市登米町大字日根牛小池百番地 登米町森林組合
- 登米市東和町米川字小田百十番地の一 東和町森林組合
- 登米市津山町柳津字小麻七十八番地 津山町森林組合
- 本吉郡本吉町坊の倉八番地の一 本吉町森林組合
- 気仙沼市赤岩牧沢四十四番地 気仙沼市森林組合
- 本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地の三 南三陸森林組合
- 石巻市大瓜字棚橋下待井六十五番地の一 石巻地区森林組合
- 仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号 宮城県森林組合連合会
- 仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号 宮城県木材協同組合

二 委託期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善
資金に係る償還金の収納事務を平成十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 仙台市青葉区本町三丁目四番十号
- 宮城県信用漁業協同組合連合会

二 委託期間

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金
に係る償還金の収納事務を平成十八年三月三十一日次のとおり委託した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

- 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合
- 仙台市宮城野区榴岡一丁目二番四十五号 仙台農業協同組合
- 亘理郡亘理町逢隈田沢字遠原三十六番地 みやぎ亘理農業協同組合
- 名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合
- 岩沼市中央二丁目五番三十号 岩沼市農業協同組合
- 黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合
- 大崎市古川北町三丁目十番三十六号 古川農業協同組合
- 加美郡色麻町四電字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合
- 大崎市岩出山下野目字一ツ屋三十九番地 いわでやま農業協同組合
- 遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合
- 栗原市志波姫堀口見渡一番地 栗つこ農業協同組合
- 登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合
- 石巻市中里五丁目一番十二号 いしのまぎ農業協同組合
- 本吉郡南三陸町志津川大森一番地 南三陸農業協同組合
- 仙台市青葉区錦町一丁目六番二十五号 宮城県酪農農業協同組合

二 委託期間

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年(輸入月)	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他		
鹿島飼料株式会社鹿島工場茨城県神栖市東深芝4番地2	株式会社織商店宮城県登米市豊里町新田町187番9号	ほ乳期子豚育成用配合飼料	17.8	19.4	4.1	0.85	0.73	1.3	3.6									
		カルニ二印配合飼料																
協同飼料株式会社鹿島工場茨城県神栖市東深芝2番6号	株式会社仙台屋宮城県石巻市前谷地字馬道前59番地	ほ乳期子豚育成用配合飼料	17.8	22.8	5.4	0.94	0.83	0.9	5.8									
		アクトW																
		若令牛育成用配合飼料	17.8	15.4	3.3	0.68	0.55	6.8	6.4									
		パーミックス子牛用																

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「Ⓢ」を付けている。

2 「試験結果の概要」の欄には、個別検査項目別の検査結果を示しており、「違反の内容」の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

栄養性に関する検査
平成17年10月収去

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年(輸入月)	試験結果の概要										違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクチン消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他		
石巻飼料株式会社宮城県石巻市三河町10番地	みやぎの酪農農業協同組合宮城県栗原市築館源光12番20号	乳用牛飼育用配合飼料 雪印配合飼料 ニューハルキ118	17.9	18.6	2.6	0.92	0.76	4.8	6.3									

全国酪農協同組合 茨城県鹿嶋市東深芝 2番14号	みやぎの酪農 農業協同組合 宮城県遠田郡 美里町北浦字 道祖神16番地	若令牛育成用配合飼 料 全酪育成前期	17.10	19.5	3.2	0.78	0.55	6.8	5.9										
--------------------------------	---	--------------------------	-------	------	-----	------	------	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

2 「試験結果の概要」の欄には、個別検査項目別の検査結果を示しており、「違反の内容」の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

栄養性に関する検査
平成17年11月収去

製造事業場の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年(月)	試験結果の概要										違反の内容						
				粗たん 白質 %	粗脂肪 %	カルシ ウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性 培養性 窒素 %	水溶性 窒素 %	ペプト ン消化 率 %	T D N %		M E kcal/ kg	その他 の検査				
青バエ運輸有限公司 宮城県石巻市門脇字 明神6番4号	同左	乳用混合飼料 全酪TM40	17.11	13.1				11.6	5.8											
三陸アイツシユニ業 ル株式会社魚町事 業所 宮城県石巻市魚町一 丁目2番7号	同左	魚粉 飼料用65%魚粉	17.11	66.8					14.5	0.15										
協同アイツシユニ業 ル工業株式会社石巻 事業所 宮城県石巻市魚町1 丁目2番6号	同左	魚粉 60%フアイツシユニ ール	17.11	62.4					17.5	0.18										

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「㊟」を付けている。

2 「試験結果の概要」の欄には、個別検査項目別の検査結果を示しており、「違反の内容」の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足の量を示し、原材料について違反があった場合、その内容を記載する。

安全性に関する検査
平成17年9月収去

製造事業場の名称及び所在地	有限会社ミヤギ総合 工場 宮城県石巻市福地字 堤上112-2番地	収去場所	同左	飼料又は飼料添加物の区分	ビール粕・大豆皮混 合飼料	飼料又は飼料添加物の名称	こだわりの素	製造 (輸入) 年(月)	179	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	試 験 項 目	アピラマインソン, 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 抗生物質 - エトキシムン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	違反の有無及び違反の内容	無
鹿島飼料株式会社鹿 島工場 宮城県石巻市東深芝 4番地2	株式会社建商 店 宮城県登米市 豊里町新田町 187番9号	若令牛育成用配合飼 料	スーパードミックス子牛用	乳用牛飼育用配合飼 料	ニルニ印配合飼料 A	スーパードミックス子牛用	ニルニ印配合飼料 A	178	178	抗生物質 - 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	アピラマインソン, 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 抗生物質 - エトキシムン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無		
協同飼料株式会社鹿 島工場 宮城県石巻市東深芝 2番6号	株式会社仙台 屋 宮城県石巻市 前谷地字馬道 前59番地	乳用牛飼育用配合飼 料	スーパードミックス子牛用	乳用牛飼育用配合飼 料	ニルニ印配合飼料 A	スーパードミックス子牛用	ニルニ印配合飼料 A	178	178	抗生物質 - アピラマインソン, 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	アピラマインソン, 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 抗生物質 - エトキシムン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無		

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項, 第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には, 飼料の名称の前に「◎」を付けてい
る。

2 「違反の有無及び違反の内容」の欄には, 違反の有無を記載し, 違反が認められた場合には, その違反の内容, 違反となった試験項目及びその試験値を記載する。
安全性に関する検査
平成17年10月収去

製造事業場の名称 及び所在地	石巻飼料株式会社 宮城県石巻市三河町 10番地	収去場所	みやぎの酪農 農業協同組合 栗原事業所 宮城県栗原市 築館源光12番 20号	飼料又は飼料添加物 の区分	乳用牛飼育用配合飼 料	飼料又は飼料添加物の名称	雪印配合飼料 ニユーパルクイ18	製 造 (輸入) 年(月)	179	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	試 験 項 目	アピラマインソン, 硫酸コリスチン クエン酸モリブデン 抗生物質 - エトキシムン 酸化属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	違反の有無及び違反の内容	無
-------------------	-------------------------------	------	---	------------------	----------------	--------------	---------------------	---------------------	-----	------------------------	---------	---	--------------	---

明治飼糧株式会社瀬峰工場栗原市瀬峰新下藤沢57番1号	同左	仔乳期子牛育成用配合飼料	明治配合飼料 プレミックススター	17.9	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		乳用牛飼育用配合飼料	明治配合飼料 PF4	17.9	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
伊藤忠飼料株式会社石巻工場石巻市三河町13番地	同左	肉用牛肥育用配合飼料	白鳥ピーフ後期70	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		幼すう育成用配合飼料	クリーン1号クランブル	17.10	抗 酸 化 剤 - エトキシキン 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		仔乳期子豚育成用配合飼料	平牧前期	17.10	抗 生 物 質 - アピラマイシン 抗 成 抗 菌 剤 - クエン酸モリシチル 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		仔乳期子豚育成用配合飼料	イトーチユー モアアップローア	17.10	抗 生 物 質 - アピラマイシン , 硫酸コリアチン 抗 成 抗 菌 剤 - クエン酸モリシチル 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		肉用牛肥育用配合飼料	肉牛肥育用	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		肉用牛肥育用配合飼料	和生肥育用飼料 ばく麦無添加	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
清水港飼料株式会社石巻工場石巻市三河町11番地	同左	幼令肉用牛育成用配合飼料	グローアップ16	17.10	抗 生 物 質 - モネンジナトリウム 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		肉用牛肥育用配合飼料	肉牛肥育用	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
株式会社J・オイル三河工場静岡市清水区新港町2番地	武陽食品株式会社飼料部宮城営業所遠田郡美里町字藤ヶ崎町116番7地	乳用牛飼育用配合飼料	豊年スターメイト乳牛用	17.9	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		肉用牛肥育用配合飼料	肉牛肥育用	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
全国酪農業協同組合茨城県神栖工場茨城2番14号	みやぎの酪農業協同組合宮城県遠田郡美里町北浦字道祖神16番地	若令牛育成用配合飼料	全酪育成前期	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
		肉用牛肥育用配合飼料	肉牛肥育用	17.10	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

2 「違反の有無及び違反の内容」の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

安全性に関する検査
平成17年11月収去

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
青バツ運輸有限公司 宮城県石巻市門脇字 明神6番4号	同左	乳用混合飼料	全酪TM40	17.11	重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
三陸アイシユミ工業 株式会社魚町一 所 宮城県石巻市魚町一 丁目2番7号	同左	魚粉	飼料用65%魚粉	17.11	抗 酸 化 剤 - エトキシベン 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無
協同アイシユミ工業 株式会社石巻 事業所 宮城県石巻市魚町1 丁目2番6号	同左	魚粉	60%アイシユミール	17.11	抗 酸 化 剤 - エトキシベン 重 金 属 - 鉛 , カドミウム , 水銀	無

(注) 1 飼料が飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項又は第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「◎」を付けている。

2 「違反の有無及び違反の内容」の欄には、違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

○宮城県告示第四百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

三 一ネ病

二 畜種

牛(ホルスタイン種)

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 二頭

四 発生の場所又は区域

仙台市並びに角田市各一頭

五 発生日月日

仙台市 平成十八年三月二十七日

角田市 平成十八年三月二十八日

六 患畜の取扱

患畜 法令殺

○宮城県告示第四百九十号

県宮森菱沼地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の

翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成十八年四月十日から同年五月十日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町志津川字袖浜一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（産業経済部森林整備課）及び南三陸町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十二号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務を許可した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 卸売業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

株式会社女川魚市場

代表取締役社長 木村 稔

牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎八十七番地

二 卸売業務を行う市場の名称、所在地及び取扱品目

女川町地方卸売市場

牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎地先

生鮮水産物及びその加工品

三 許可年月日

平成十八年三月三十日

○宮城県告示第四百九十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成十八年三月三十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

特定第三種石巻漁港区域内

石巻市魚町二丁目の昭和五十五年一月十六日付け宮城県指令第一四二四四号の免許に係る埋立

区域の地先公有水面

2 区域

次のイの地点からソの地点までを順次直線で結んだ線、ソの地点とツの地点とネの地点及びイの地点を結ぶ昭和五十五年一月十六日付け宮城県指令第一四二四四号の免許に係る埋立区域と公有水面の境界線（Dレプラス一・七〇メートル）を結んだ線によって囲まれた区域

イの地点 石巻市雲雀野町一丁目地先に設置された四等三角点（北緯三八度二四分五〇秒、東経一四一度一八分三六秒）を基点とし、基点から一二五度三六分三四秒、七七九・〇五〇メートルの地点

ロの地点 イの地点から 一二一度一分五〇秒 四四・〇四三メートルの地点

ハの地点 ロの地点から 一七六度〇〇分二六秒 四四・九七九メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 一〇四度二四分〇六秒 三・一五六メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一七六度〇五分三七秒 八・〇〇〇メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から 二四七度三七分〇一秒 三・一六四メートルの地点

トの地点 への地点から 一七六度〇一分〇二秒 七九・九八〇メートルの地点

チの地点 トの地点から 一〇四度二〇分一〇秒 三・一五〇メートルの地点

リの地点 チの地点から 一七五度五六分五五秒 八・〇一一メートルの地点

又の地点 リの地点から 一四七度五三分五八秒 三・一六六メートルの地点

ルの地点 又の地点から 一七六度〇二分五一秒 七九・九九六メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から 一〇四度三一分五五秒 三・一六八メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から 一七五度五七分一三秒 七・九九三メートルの地点

カの地点 ワの地点から 一四七度四九分五七秒 三・一六七メートルの地点

ヨの地点 カの地点から 一七五度五八分三九秒 五一・八五二メートルの地点

タの地点 ヨの地点から 三三〇度五三分四〇秒 六九・七九七メートルの地点

レの地点 タの地点から 三三四度〇五分二秒 三三七・七七〇メートルの地点

ソの地点 レの地点から 三四三度〇三分二秒 三七・四〇一メートルの地点

ツの地点 ソの地点から 八六度〇九分二八秒 五・一三四メートルの地点

ネの地点 ツの地点から 八六度〇九分三六秒 三三・一九二メートルの地点

3 面積
二三・二七五・二〇平方メートル

四 免許の年月日及び番号
平成六年七月一日 宮城県(漁整)指令第八号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町
石巻市
○宮城県告示第四百九十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成十八年三月三十日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

特定第三種石巻漁港区域内

(区域2)

石巻市魚町一丁目二六番一、二六番四、二八番一、二八番二、二八番三、二九番一、二九番二、三〇番、三一番及び三二番に隣接する公有水面

(区域3)

石巻市魚町一丁目二番二、二番二、二番二四、二六番一及び二六番四に隣接する公有水面

2 区域

(区域2)

次の各点を順次に結んだ線及びイ点とソ点とを結んだ線により囲まれた区域

イ点 石巻市魚町一丁目二番二号地内に設置した標柱(北緯三八度二四分三七秒、東経一四

一度一九分三三秒)を基点とし、基点から三〇〇度五九分五八秒、三三五・三〇〇メー

ルの地点

口の地点 イの地点から 一七六度〇七分二一秒 二七・四三一メートルの地点

ハの地点 口の地点から 一七六度〇六分五七秒 一〇・〇六八メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 二六六度〇八分四〇秒 四八・九メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 一七六度一〇分一四秒 一八〇・〇九九メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から 二五九度一〇分三三秒 六・〇四五メートルの地点

トの地点 ヘの地点から 二六六度〇九分三六秒 三三・一九二メートルの地点

チの地点 トの地点から 二六五度五一分四三秒 五・一三四メートルの地点

リの地点 チの地点から 三四三度〇三分二秒 三三・四〇一メートルの地点

又の地点 リの地点から 八六度〇九分二八秒 五・一三四メートルの地点

ルの地点 又の地点から 八六度〇八分四五秒 〇・四七六メートルの地点

ヲの地点 ルの地点から 八六度〇九分三二秒 一五六・一七〇メートルの地点

ワの地点 ヲの地点から 八六度一〇分三一秒 三〇・九七二メートルの地点

カの地点 ワの地点から 八六度〇八分三〇秒 一九四・六四六メートルの地点

ヨの地点 カの地点から 八六度〇七分一七秒 三〇・九四二メートルの地点

タの地点 ヨの地点から 八六度一〇分〇〇秒 二六四・七五二メートルの地点

レの地点 タの地点から 八六度一一分三四秒 五・〇〇〇メートルの地点

ソの地点 レの地点から 八六度一一分三四秒 五・〇〇〇メートルの地点

(区域3)

次の各点を順次に結んだ線及びソ点とノ点とを結んだ線により囲まれた区域

ツ点 石巻市魚町一丁目二番二号地内に設置した標柱（北緯三八度二四分三七秒、東経一四一度一九分三二秒）を基点とし、基点から一八一度四六分一八秒、一五二・五八九メートルの地点

- ネの地点 ツの地点から 二六度一五分〇七秒 二七・五〇五メートルの地点
- ナの地点 ネの地点から 二六度二〇分五一秒 九・九九九メートルの地点
- ラの地点 ナの地点から 三五度〇八分三三秒 九五・七六二メートルの地点
- ムの地点 ラの地点から 八六度一四分三六秒 九・九六六メートルの地点
- ウの地点 ムの地点から 八六度一四分一九秒 二七・五一一メートルの地点
- エの地点 ウの地点から 一七六度〇六分四六秒 五・七三八メートルの地点
- ノの地点 エの地点から 一七六度〇六分四七秒 六四・八九四メートルの地点

3 面積

五七、二八八・二二平方メートル

(区域2) 五三、六九六・三五平方メートル

(区域3) 三、五九一・八六平方メートル

四 免許の年月日及び番号

昭和五十五年一月十六日 宮城県（漁整）指令第一四二四四号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

石巻市

○宮城県告示第四百九十五号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、宮城県土木部河川課及び宮城県大崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の一の区間に係る二の大字の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地（図面省略）

一 区間

起点 左岸 大崎市古川稲葉字大江向二十九番

右岸 大崎市古川稲葉字大江向二十八番

終点 左岸 大崎市古川米袋字堤内六十番地先

右岸 大崎市古川米袋字水押二十一番一

二 大字

大崎市古川稲葉、古川米倉、古川西荒井及び古川米袋

○宮城県告示第四百九十六号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 中央一丁目地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百九十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県米山高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成十八年三月二十七日次のとおり委託した。

平成十八年四月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市米山町西野字新遠田六十七番地

ふる里センター・Y・ドリーム会

会長 秋山 耕

二 委託期間

平成十八年四月三日から平成十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成十八年四月七日

大河原地方振興事務所

所長 草 苅 恭

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事を完了年月日
--------	-----	-------	----------

角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	川崎町	川崎町	川崎町	川崎町	村田町	大河原町	大河原町
風呂	小斎	賀川	池田	北島	矢の目	十二ヶ窪	吉原	是入	塩ノ作	北新田	隈東南	横堀	内木戸	金田	樺沢	渡土手	鹿野	堤	新川前
非補助土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	土地改良総合整備特別事業	小規模排水対策特別事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	農道整備事業	ため池等整備事業	かんがい排水事業	農業用ため池整備事業	かんがい排水事業	農林漁業用揮発油税財源農道整備事業	かんがい排水事業
昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月三十一日	昭和四十七年三月三十一日	昭和四十八年三月二十日	昭和四十八年三月二十日	昭和四十八年三月二十日	昭和四十八年三月二十日	昭和四十八年三月二十日	昭和五十七年三月十八日	昭和五十七年三月十七日	平成八年三月二十五日	平成七年五月十九日	平成八年三月二十五日	昭和五十六年三月三十一日	平成六年三月二十五日	平成六年三月二十五日	平成十六年三月十九日	平成七年三月三十一日	昭和四十八年十月三十一日	昭和五十七年三月十五日

○宮城県告示第四百九十九号
 仙台市泉土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十八年三月三十日認可した。
 平成十八年四月七日

白石市土地改良区	柴田町土地改良区	柴田町土地改良区	柴田町土地改良区	柴田町土地改良区	柴田町土地改良区	柴田町土地改良区	角田土地改良区	角田土地改良区	角田土地改良区	角田土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区	角田限東土地改良区
越河	船岡	千代の川	船岡	三本木	冬住	佐倉江尻	前原	稲置	坂津田	弓目木	新吉原	五反田	峯	高島	野田	坂津田上	野田	野田	野田	野田
ほ場整備事業	積雪寒冷単作土地改良事業	積雪寒冷単作土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	積雪寒冷単作土地改良事業	かんがい排水事業	かんがい排水事業	かんがい排水事業	積雪寒冷単作土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	非補助土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業	小規模土地改良事業
昭和五十三年三月三十一日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十五年三月三十日	昭和四十八年三月十日	昭和四十八年三月二十日	昭和四十四年三月二十七日	昭和四十六年三月二十九日	昭和四十六年三月二十二日	昭和四十八年三月二十八日	昭和四十五年三月三十一日	昭和四十六年三月三十一日	昭和四十六年三月三十一日	昭和四十六年三月三十一日	昭和四十六年三月三十一日	昭和四十七年一月三十一日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月二十日	昭和四十七年三月二十日

宮城県仙台地方振興事務所
所長 大野 裕

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成十八年三月三十一日その工事を完了した。

平成十八年四月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字河原六十九の二及び六十九の十四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
愛知県名古屋市長区東桜一丁目九の二十六
株式会社 一光

選挙管理委員会

○宮選管告示第三十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第一百条の五第一項の規定により交付した左記の証票（地色 銀色）は、平成十八年三月二十二日以降無効とする。

平成十八年四月七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 槻 田 久 純

記

証票番号	第三〇〇二七	平成十八年三月まで有効
証票番号	第三〇〇三〇	平成十八年三月まで有効

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成17年度第4四半期に実施した普通会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成18年4月7日

宮城県監査委員 菊 地 浩
宮城県監査委員 藤 原 典
宮城県監査委員 阿 部 徹
宮城県監査委員 谷 地 森 涼 子

1 監査実施機関及び監査実施年月日

監査実施機関

地方機関

○総務部

仙台南県税事務所

○環境生活部

保健環境センター

（旧）民間非営利活動クラブ

○保健福祉部

総合衛生学院

○産業経済部

古川地方振興事務所

仙台高等技術専門学校

気仙沼高等技術専門学校

宮城障害者職業能力開発校

産業技術総合センター

○土木部

仙台土木事務所

古川土木事務所

仙台港湾事務所

塩釜港湾事務所

石巻港湾事務所

大崎地方ダム総合事務所

○教育庁

仙台第一高等学校

仙台第二高等学校

監査実施日

2月9日

2月8日

2月16日

1月6日

2月8日

1月19日

2月16日

2月20日

2月14日

2月9日

2月8日

2月6日

1月11日

2月9日

2月7日

2月2日

1月26日

仙台第三高等学校	2月13日	一迫商業高等学校	2月2日
塩釜高等学校	2月22日	盲学校	1月10日
白石高等学校	1月27日	ろう学校	2月20日
石巻高等学校	1月24日	光明養護学校	1月31日
気仙沼高等学校（旧鼎が浦高等学校を含む）	1月10日	船岡養護学校	1月26日
第一女子高等学校	2月3日	角田養護学校	1月24日
第三女子高等学校	2月3日	石巻養護学校	1月11日
塩釜女子高等学校	1月20日	気仙沼養護学校	1月30日
石巻女子高等学校	2月15日	利府養護学校	2月3日
名取高等学校	1月31日	迫養護学校	2月10日
飯野川高等学校	2月7日	2 監査結果	
涌谷高等学校	2月21日	平成16年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。	
登米高等学校	2月10日	その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
志津川高等学校	1月6日		
中新田高等学校	2月17日		
女川高等学校	1月27日		
仙台南高等学校	2月17日	(1) 仙台南県事務所	記
泉松陵高等学校	2月21日	県税において、収入未済があったので、今後とも収納促進と収入未済の発生防止対策を講じるとともに、適切な債権管理を図る必要がある。	
泉館山高等学校	1月19日	なお、納税の催告や財産の差押などの滞納処分を積極的にを行い、収入未済を解消する努力がみられるが、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努める必要がある。	
宮城野高等学校	2月15日	平成16年度収入未済額	
蔵王高等学校	2月23日	現年度分	209,926,754円
農業高等学校	2月13日	過年度分	514,215,588円
黒川高等学校	1月30日	合 計	724,142,342円
加美農業高等学校	1月25日	(2) 石巻商業高等学校	
小牛田農林高等学校	2月6日	全日制高等学校授業料において、減免申請を不承認とした生徒に対する通知を怠り、翌年度に行っていた。結果として、生徒（保護者）が一括納付を強いられるなど、大きな負担をかけたことが認められたので、今後適切な事務管理を行うよう対策を講じる必要がある。	
米山高等学校	2月14日	減免申請不承認に係る事務の経緯（概要）	
気仙沼向洋高等学校	2月1日	・教育長への減免申請年月日	平成16年7月12日
工業高等学校	2月24日		
大河原商業高等学校	2月7日		
石巻商業高等学校	1月23日		
鹿島台商業高等学校	2月1日		

平成17年9月から平成18年3月まで

3 監査の着眼事項

- (1) 事務の執行体制は整備されているか。
- (2) 対象事務に関する標準処理期間、審査基準及び処分基準が適切に設定され、運用されているか。

(3) 設立認可等の事務が適正かつ迅速に行われているか。

(4) 法令等に基づく各種届出・報告に係る事務は適正に行われ、有効に活用されているか。

(5) 立入検査等は適正に行われているか。

(6) 立入検査の結果の通知及び結果通知に基づく改善策等の報告は適正に行われているか。

(7) 休眠法人の把握、指導は適切に行われているか。

(8) 県民に対する情報提供は適正に行われているか。

上記の事項の調査については、次の考え方により、これらに関連する事項を特に重視して行った。

イ 社会福祉施設や学校を安定的に運営するためには、その基盤である土地、建物、サービス従事者等が確保されなければならない。したがって、申請に対する審査やその後の指導監督に当たっては、資金又は不動産等の現物の帰属及び事業報告書、財務諸表等の提出、資産の総額の登記等が適切に行われているかどうかについて、特に注意を払う必要がある。

ロ 法人の行う事務事業について法令等に照らして不適切な事項があるときは、放置すれば県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態が発生することも想定される。これを未然に防止し、又は改善させるため、行政機関が状況に応じた適切な措置を執ることが必要である。

ハ 今回の監査の対象とした法人に限らず、関係者の利益を守り、法人の活動について信頼を確保するため、法人自らが財務等に関する情報を開示することは、時代の趨勢となっている。このため、監督に当たる行政機関としては、法令に定める情報開示制度の適切な運用を図ることが必要である。また、県民の信頼を高めるため、法人の自主性を尊重しながら自主的な情報公開を推進していくことが求められている。

第3 社会福祉法人の設立及び指導監督

1 事務の概要及び監査の結果

- (1) 指導監督事務の執行体制

監査基準日における法人数は144法人で、休眠法人(3年以上にわたって活動実績のない法人)は存在しない。

指導監督事務を担当する職員は5人が配置され、担当職員1人当たりの法人数は28法人と

なっている。また、社会福祉法第56条の規定による報告の徴収及び検査に関する事務については、市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限って保健福祉事務所長に委任している。

担当職員に対する研修は、国立保健医療科学院主催の都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修に保健福祉事務所の職員を含めて2人から3人が派遣され、受講している。

- (2) 行政手続法に定める標準処理期間、審査基準及び処分基準の設定

平成6年に「審査基準等の設定及び公表に関する取扱要綱」に基づき、標準処理期間については設立認可及び定款変更認可、審査基準については設立認可、定款変更認可、合併認可及び解散認可に係るものを設定したが、設定後、定款変更認可に係る標準処理期間の見直しや、平成12年における社会福祉事業法から社会福祉法への根拠法令の改称等に伴う設立認可、定款変更認可、合併認可及び解散認可に係る審査基準の改定が行われていないことが認められた。

標準処理期間については、定款変更認可において保健福祉事務所を経由機関としているが、經由機関での処理日数を含めていないことが認められた。このため、標準処理期間を経過した後処理されている事例が多数確認された。

審査基準については、昭和39年の厚生省通知をそのまま掲載しているが、当該通知は、平成12年に廃止されていることが認められた。この件については、平成12年12月1日付けの厚生省通知(以下「平成12年通知」という。)に示されている審査基準を記載した手引書を作成して申請者に配布し、これにより審査を行っていることから、実務的な支障は生じていない。

処分基準については、同様に根拠法令の改正に対応していないとともに、昭和54年の厚生省通知による監査指導要綱をそのまま掲載しており、不利益処分発動の基準を示しているものは認められなかった。

- (3) 申請に対する処分及び不利益処分

監査対象期間における設立認可等申請の取扱件数は、表1-1のとおりである。申請の取り下げはなく、申請は全て認容されている。

イ 申請に対する処分に要した期間の状況は、次のとおりであった。

- (イ) 設立認可申請については、全て標準処理期間内に処理されていた。

(ロ) 標準処理期間を設定していなかった合併認可申請については、30日(設立認可に係る標準処理期間)程度で処分がなされており、特に問題は認められなかった。

(ハ) 定款変更認可申請については、前述のとおり標準処理期間を経由機関での処理日数を含めていないこともあって、処分件数260件のうち188件(72%)が標準処理期間を経過した後認可していることが確認された。

口 申請に対する処分の内容については、設立認可申請、合併認可申請及び定款変更認可申請それぞれ5件を抽出して点検したところ、次のようなものが認められた。その他については、特に問題は認められなかった。

(イ) 設立認可申請については、寄附申込書に預金残高証明書や預金証書のコピーが添付され、原本との照合結果が明らかでないもの、数通の証明書の残高の基準日が統一されていないものがあつた。この件については、平成17年度からは、証明書原本の徴収又は預金通帳原本との照合、残高の基準日の統一を徹底している。

(ロ) 設立認可後1年以内に他の課で実施した補助金関係の検査において、法人の予算、決算等に係る不適切な事務処理が指摘され、後日指導監査を実施したものがあつた。

(ハ) 定款変更認可申請については、既存の法人が新たに社会福祉事業を開始するに当たり、事前に定款変更認可を受けるべきところ、事実上、新規事業を開始してから約3年を経過した後に申請を行っているものがあつた。申請の処理については、問題は認められなかった。

表1-1 申請に対する処分の状況

処分の種別	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
設立認可	3 (3)	2 (2)	4 (4)	9 (9)
解散認可	0	0	0	0
合併認可	1	0	5	6
定款変更認可	86 (31)	103 (28)	71 (13)	260 (72)
合 計	90 (34)	105 (30)	80 (17)	275 (81)

1 実数は、対象年度に認可した件数である。
 2 カッコ書きは、標準処理期間内に処理した件数であり、内数である。

なお、監査対象期間において不利益処分を行った事例は、なかった。
 (4) 各種届出の受理
 監査対象期間における各種届出の取扱件数は、表1-2のとおりである。

明確な提出期限が設定されている届出は、すべて提出期限内に提出されている。また、定款変更（軽微な変更）の届出については、「遅滞なく」提出することとされているが、1ヶ月以上を要した事例が3件あつた。

表1-2 各種届出の状況

届出の種別	平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計	
	対象届出件数	未提出	対象届出件数	未提出	対象届出件数	未提出	対象届出件数	未提出
法人設立時の登記	3 (3)	0	2 (2)	0	4 (4)	0	9 (9)	0
役員の変更	0	0	0	0	0	0	0	0
定款変更(軽微な変更)	16 (16)	0	17 (14)	0	18 (18)	0	51 (48)	0
法人の解散	0	0	0	0	0	0	0	0
残余財産の処分	0	0	0	0	0	0	0	0
法人合併時の登記	0	0	0	0	0	0	0	0
現況報告書	160 (160)	0	161 (161)	0	166 (166)	0	487 (487)	0
合 計	179 (179)	0	180 (177)	0	188 (188)	0	547 (544)	0

1 対象数は、届出義務を有する法人数である。
 2 届出件数の実数は、届出を行った法人数であり、内数である。
 3 届出件数のカッコ書きは、提出期限内又は原因発生から1ヶ月以内に提出された件数であり、内数である。
 4 未提出は、届出義務を有するが届出を行わない法人数である。

(5) 指導監査の状況

指導監査については、社会福祉法第56条の規定に基づき、社会福祉施設の監査と併せて実施しており、実施要綱を定めて、施設の監査は他の課及び保健福祉事務所の職員が、法人の監査は社会福祉課の職員が担当している。

指導監査の種類は、実施要綱により、原則として毎年度行う一般監査、事業運営等に著しい不当があつたことを疑うに足りる理由がある場合などに行う特別監査、指摘事項の改善状況等を確認するための確認監査に区分している。業務の中心となる一般監査は、実地監査と書面監査に区分し、書面監査は、前回の一般監査において適正な運営が概ね確保されている法人を対象としている。

監査対象期間における一般監査の実施状況は、表1-3のとおりである。実地監査の実施数、実施率とも年々向上していることが認められる。

表1-3 一般監査の実施状況

年 度	対象法人数	実地監査の実施法人数	実地監査実施率
平成14年度	160	54	34%
平成15年度	161	66	41%
平成16年度	166	77	46%

実地監査を実施していない法人については、書面監査を実施している。

指導監査の項目は、実施要領により、主眼事項及び着眼点を設定しており、着眼点は確認が必要な項目をすべて網羅したものととなっている。

監査結果の復命については、問題となった事項について具体的な内容及び発生原因を付記するとともに、着眼点ごとに整理したチェックシートを添付するなどの工夫を行っていることが認められた。

指導監査の結果、法人に是正又は改善すべき事項がある場合は、文書により通知し、期限を付して是正状況について報告を求めている。

指導監査において認められた事項については、県のホームページで指導監査の実施件数、文書指摘件数及び指摘事項ごとの指摘件数を公表している。法人名を特定した公表は、行っていない。

指導監査の特殊な事例としては、平成16年度において、法人の補助金不正受給の発覚を契機としてこの法人に対して3回の一般監査及び2回の確認監査を行っていることが認められた。これは、特別監査としてではなく、一般監査の日程を繰り上げて、補助金担当課と合同で実施しており、一定の事実を究明して文書による指摘を行っていることが認められた。この事案については、平成17年度についても引き続き指導監査を行っている。

特別監査については、平成17年度に1件実施していることが認められた。これは、使途不明金の発覚を契機として実施し、内部管理の不適切を確認して文書による指摘を行い、改善状況についての報告も受けており、この不祥事件について適切な対応を行っていることが認められた。

(6) 法人の情報開示

社会福祉法人は、社会福祉法第44条の定めるところにより、事業報告書、財務諸表等を関係者に閲覧させることとされている。この閲覧制度については、適切に実施するよう指導しており、指導監査の着眼事項としている。

また、閲覧制度以外の自主的な情報開示については、法定受託事務に係る技術的助言として発せられている平成12年通知において、「法人の業務及び財務等に関する情報については、法人

の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当」とされているが、特に指導を行っていない。

2 監査の意見

(1) 行政手続法による審査基準等の整備について

行政手続法による標準処理期間及び審査基準については、現行の法令に沿って、事務処理の実情を踏まえ、平成12年通知を参考として、適切に整備する必要がある。また、処分基準についても、現行の法令に沿って整理する必要がある。

(2) 寄附申込みに係る審査等について

寄附申込書に添付すべき残高証明書等の審査については、原本との照合及び残高証明書の基準日の統一を徹底しているが、財産的基盤の重要性に鑑み、一層適正に行う必要がある。

(3) 関係部署との連携について

社会福祉事業は、定款に規定して、法人の行為能力を備えた上で開始されるべきであることから、事業の担当部署においても事業開始にあわせた定款変更について適切な指導ができるよう、関係部署との連携を一層強化する必要がある。

(4) 法人の情報開示について

法定の閲覧制度の適正な運用を確保するとともに、自主的な情報の公表についても、多様な手段を活用して促進を図るよう指導することが望まれる。

第4 学校法人の設立及び指導監督

1 事務の概要及び監査の結果

(1) 指導監督事務の執行体制

監査基準日における法人数は142法人で、休眠法人（3年以上にわたり活動実績のない法人）は、7法人存在する。

指導監督事務を担当する職員は7人が配置され、担当職員1人当たりの法人数は20法人となっている。また、設立認可、寄附行為変更、報告及び届出等に係る事務については、学校の設置、運営等に係る事務と併せて実施しており、立入検査等は私立学校振興助成法に基づいて実施している。

担当職員に対する研修については、平成16年度までは財団法人公益法人協会の主催する公益法人実務研修会に参加しているのみであったが、平成17年度からは日本経営協会の主催する研修にも参加させている。研修会への参加人員については、各年度2人が受講している。

また、指導監督の充実を図るため、平成17年度から公認会計士を私立学校会計審査顧問として委嘱している。

(2) 行政手続法に定める標準処理期間、審査基準及び処分基準の設定

設立認可（寄附行為認可）に係る標準処理期間については、365日としている。これは、学校法人設立の認可は学校教育法に基づき学校設置の認可と不可分であり、一体として審査を行う必要があること、及び私立学校審議会への諮問事項であり、本審議会に付議する前に専門部会で調査審議する二段階審査を行っていることから、開校の1年前に申請するよう指導しているためである。

また、寄附行為変更認可に係る標準処理期間についても、365日としている。寄附行為変更のうち既存の法人が学校を新設する場合や収容定員を増加させる場合については、学校設置の認可と同様に私立学校審議会への諮問事項であり、上記の二段階審査が行われるため、設立認可と同様の標準処理期間としている。しかし、私立学校審議会への諮問事項に該当しない寄附行為変更についても365日としており、より適切に標準処理期間を設定する余地があることが認められた。

審査基準については、行政手続法の施行前から内規として存在し、必要に応じて見直しが行われている。また、その内容は精査されており、審査基準の設定は、適正に行われていると認められた。

処分基準については、設定していない。

(3) 申請に対する処分及び不利益処分

監査対象期間における設立認可等申請の取扱件数は、表2-1のとおりである。申請の取り下げはなく、申請は全て認可されている。

処理に要した期間については、全て標準処理期間内となっている。処理内容については、設立認可申請及び寄附行為変更認可申請それぞれ5件を抽出して点検したところ、次のようなものがあったが、概ね適正に処理されているものと認められた。

- イ 現物寄附に係る不動産の寄附申込書に登記事項証明書が添付されず、不動産鑑定書のみが添付されているものがあった。
- ロ 現物寄附に係る財産の評価額が2回にわたって変更され、設立認可時における資産の総額が、当初の審査から大幅に変動したものがあった。

表2-1 申請に対する処分の状況

処分の種別	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
設立認可	3 (3)	0	3 (3)	6 (6)
解散認可	0	0	0	0

合併認可	0	0	0	0
寄附行為変更認可	12 (12)	9 (9)	33 (33)	54 (54)
合計	15 (15)	9 (9)	36 (36)	60 (60)

- 1 実数は、対象年度に認可した件数であり、取り下げを含まない。
 - 2 カッコ書きは、標準処理期間内に処理した件数であり、内数である。
- なお、監査対象期間において、私立学校法による不利益処分を行った事例は、なかった。

(4) 各種届出の受理

監査対象期間における各種届出の取扱件数は、表2-2のとおりである。資産の総額登記の届出については、監査対象期間に届出すべき総件数428件に対して339件（79%）が未提出であることが確認された。この件については、平成17年度は大幅に改善されている。

また、役員変更に係る届出については、「遅滞なく」届け出るものとされているところ、総届出件数106件のうち38件（36%）が原因発生から1ヶ月以上を経過した後に提出されていることが確認された。

財務計算書類等は、1件（平成16年度）が提出されていないことが認められた。

表2-2 各種届出等の状況

届出の種類	平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計	
	対象件数	届出件数	未届出件数	対象届出件数	未届出件数	対象届出件数	未届出件数	届出件数
法人設立時の登記	3	1 (1)	2	0	0	3	3 (2)	6 (4)
役員の変更等	21	21 (15)	0	33 (22)	0	52 (31)	0	106 (68)
寄附行為変更（種類の変更）	0	0	0	4 (3)	0	2 (1)	0	6 (4)
法人の解散	0	0	0	0	0	0	0	0
残余財産の処分	0	0	0	0	0	0	0	0
法人合併時の登記	0	0	0	0	0	0	0	0
財務計算書類等	126	126 (124)	0	124 (122)	0	123 (123)	1	374 (369)
資産の総額の登記	140	22 (20)	118	144	29 (22)	115	144	106 (428)

合 計	290	170 (160)	120	305	190 (189)	115	325	218 (184)	107	920	578 (513)	342
-----	-----	-----------	-----	-----	-----------	-----	-----	-----------	-----	-----	-----------	-----

- 1 対象数は、届出義務を有する法人数である。
- 2 届出件数の実数は、届出を行った法人数である。
- 3 届出件数のカッコ書きは、提出期限内又は原因発生から1ヶ月以内に提出された件数であり、内数である。
- 4 未提出は、届出義務を有するが届出を行わない法人数である。

(5) 運営状況現地調査

学校法人に対する立入検査については、私立学校振興助成法に基づいて、毎年度、私立学校運営状況現地調査実施要領を制定して、補助金の交付を受けている学校法人を対象に、運営状況現地調査（以下「現地調査」という。）として実施している。

監査対象期間における現地調査の実施状況は、表2 - 3のとおりである。実施数、実施率とも年々向上していることが認められる。平成15年度までは5年から9年ごとに実施していたが、平成16年度及び平成17年度は幼稚園を4年ごと、幼稚園以外を3年ごとに実施するよう改め、更に、平成18年度以降は全て3年ごとに実施するよう見直しを行っている。

表2 - 3 運営状況現地調査の状況

年 度	対象法人数	実施法人数	実 施 率
平成14年度	126	19	15%
平成15年度	124	26	21%
平成16年度	124	34	27%

現地調査は、例年9月から翌年2月にわたり1箇所につき原則として2名以上で実施している。要領において必要な事項を網羅した調査事項を定め、復命に当たっても調査事項ごとに整理した統一様式を用いるなどして、適切に実施していることが認められた。

現地調査において認められた事項は、現地において講習事項として取りまとめ、相手方に手渡し周知している。その後、講習事項のうちから「改善を要する事項」を整理し、文書により通知して、期限を付して処理結果の報告を求めている。

また、定期的を実施する現地調査のほか、平成16年度に、国が所管する学校法人の不祥事に関連して、県の所管する学校法人に対し、随時の現地調査を1件実施していることが認められた。現地調査の結果、不適切な事項を確認し、補助金の減額を行っている。現地調査の時点で経営破綻の状態となっていた極めて特殊な事例であり、現在は経営陣を刷新して再建途上にある。

(6) 休眠法人に対する措置

休眠法人への対応については、電話や訪問により法人の現状を把握するとともに、再開を含めた今後の方針等を確認し、必要に応じて解散について指導している。

(7) 法人の情報開示

平成16年度まで法定の情報開示制度が存在しなかったが、平成17年4月1日施行の私立学校法改正により情報開示制度が創設され、備えて置くべき書類に事業報告書が追加されるとともに、財産目録等の備えて置くべき書類を利害関係人に閲覧させることとなっている。

この情報開示制度については、全ての学校法人に対して、適切に実施するとともに寄附行為に規定するよう指導しており、寄附行為変更については3分の2程度の法人が対応済みである。

2 監査の意見

(1) 寄附行為変更認可に係る標準処理期間について

寄附行為変更認可に係る標準処理期間は一律に365日と設定されているが、私立学校審議会への諮問事項とならない寄附行為変更に係る標準処理期間については、実態に即して適切な期間とするよう改善を図ることが望まれる。

(2) 寄附申込みに係る審査等について

寄附申込書に添付すべき残高証明書、登記事項証明書等の審査については、私立学校審議会及び専門部会への諮問に当たり2回にわたり行っているが、財産的基盤の重要性に鑑み、原本と照合するなど、一層慎重かつ適正に行う必要がある。

(3) 資産の総額の登記に係る届出について

資産の総額の登記は、確実に履行して届出を行うよう、今後とも指導していく必要がある。

(4) 情報開示制度の適切な運用について

私立学校法による情報開示制度は平成17年度に創設されたものであるが、寄附行為の変更を行っている法人もあることから、今後とも適切に指導していく必要がある。

第5 特定非営利活動法人の設立及び指導監督

1 事務の概要及び監査の結果

(1) 指導監督事務の執行体制

監査基準日における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の数は366法人で、仙台市内に主たる事務所を置くものが59%を占めている。

指導監督事務を担当する職員は8人が配置され、担当職員1人当たりの法人数は46法人となっている。また、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行事務のほか、活動支援、助成、相談等を行っており、市町村の多くが業務委託の相手方を法人としていることなどから、設立を模索する者も多く、毎日10人程度の相談者が来庁している。このため、相

談者向けの手引きを作成し、提出書類の様式、モデル定款等を定めて、対応している。

担当職員に対する研修は、すべて職場内研修であり、日常業務の中で実践的に行われ、先輩から先輩へ知識とノウハウが引き継がれている。国や外部機関による研修は実施されていない。

(2) 行政手続法に定める標準処理期間、審査基準及び処分基準の設定

NPO法は、行政庁の認証による簡易な手続で法人格を付与する制度となっている。

また、設立認証及び定款変更認証に当たっては、行政機関の裁量をできるだけ排除するため、縦覧期間、処理期間、認証の基準等の必要な事項をすべてNPO法に明記し、法定の基準に形式的に適合する申請のすべてを認証すべきこととしている。このため、行政手続法に定める標準処理期間及び審査基準を設定していない。しかし、内閣府国民生活局が制定した「NPO法の運用方針」(以下「NPO法の運用方針」という。)に示されているように、具体的な判断基準を設定する余地があることが認められた。

処分基準については、設定していない。

(3) 申請に対する処分及び不利益処分等

監査対象期間における認証申請の取扱件数は、表3-1のとおりである。申請の取り下げは、設立認証申請で3件あった。取り下げられたものを除き、申請は、全て認容されている。

表3-1 申請に対する処分の状況

許可等の名称	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合計
設立認証	47 (47)	85 (85)	85 (85)	217 (217)
解散認定	0	0	0	0
合併認証	0	0	0	0
定款変更認証	11 (11)	22 (21)	21 (21)	54 (53)
合計	58 (58)	107 (106)	106 (106)	271 (270)

- 1 実数は対象年度に認可した件数であり、取り下げを除く。
- 2 カッコ書きは標準処理期間内に処理した件数であり、内数である。

処分を要した期間については、定款変更認証申請1件(平成15年度)を除いて法定期間内に処理されている。法定期間内に処理できなかったものは、内閣総理大臣から知事への所轄庁の変更を伴い、内閣府からの書類の送付に日時を要したものである。

処理内容については、設立認証申請及び定款変更認証申請それぞれ5件を抽出して点検した。処分に係る審査は、遺漏がないように標準チェック表を作成して行い、暴カ団員でないことの要件は警察に照会して確認している。また、事業計画書や収支予算書については、「NPO法の運用方針」を参考として、申請前の相談指導を行っている。

抽出した設立認証申請の中に、理事予定者が申請中に逮捕・起訴されたものがあつた。刑罰確定の見通しが立たないことから法定期間内に認証したが、認証後に懲役刑が確定して理事の欠格要件に該当するに至り、NPO法に規定する理事数が確保されていない不適な状態が3年以上継続した。この件は、審査基準日後に理事が充足されている。

不利益処分を行った事例は、平成14年度に1件存在する。これは、介護保険法違反の発覚を契機として、立入検査を実施し、法人の運営に関してNPO法及び定款違反を確認して改善命令を行ったものであり、適切に対応していることが認められた。当該法人からは解散する旨の回答があり、その手続さも完了している。

なお、NPO法第41条第1項の報告徴収及び立入検査は、これ以外には行っていないことが確認された。

(4) 事業報告書等及び情報開示

NPO法は、NPO法人について、市民による緩やかな監督と自浄作用による改善、発展を期待している。NPO法第28条及び第29条に規定する事業報告書等の制度は、こうしたNPO法の趣旨を実現する上で極めて重要な地位を占めている。

監査対象期間における事業報告書等の取扱件数は、表3-2のとおりである。

表3-2 事業報告書等の提出の状況

対象数	平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計				
	提出件数	未提出数	提出件数	未提出数	提出件数	未提出数	提出件数	未提出数			
155	148 (69)	7	233	225 (116)	8	295	235 (172)	60	683	608 (357)	75

- 1 対象数は、提出義務を有する法人数である。
- 2 提出件数の実数は、提出を行った法人数である。
- 3 提出件数のカッコ書きは、提出期限内に提出された法人数であり、内数である。
- 4 未提出は、提出義務を有するが提出を行わない法人数である。

提出期限を超過後に提出されたものが251件、未提出が76件あることが確認された。この件については、提出の督促に努めた結果、審査基準日後に多数提出され、未提出は7法人となっている。

平成17年3月には「特定非営利活動法人の事業報告書等の提出に関する事務処理要領」を制定し、期限までに提出しない法人に対しては督促を行い、なお提出しない場合は県のホームページで法人名を公表することとしている。

また、事業報告書等による法定の情報開示以外に、ホームページ等による自主的な情報公開

を行っている法人もあるが少数であり、県としても自主的な情報公開について特別な指導はしていない。

(5) 事業報告書等を提出しない法人に対する措置
 事業報告書等を提出しない法人への対応については、電話又は法人の役員と面接して、その状況把握に努めており、活動の実態がある場合は提出を指導している。
 3年以上にわたって事業報告書等を提出しない法人は、監査基準日において2法人存在する。このような場合は、認証を取り消すこともできるが、取消しを行った事例はないことが確認された。

(6) 事業報告書等以外の各種届出

監査対象期間における各種届出の取扱件数は、表3 - 3のとおりである。

届出原因の発生から1ヶ月以上を経過して提出されているものが多いことが認められた。

表3 - 3 各種届出の状況

届出の種類別	平成14年度		平成15年度		平成16年度		合計	
	対象数	届出件数	未提出対象数	届出件数	未提出対象数	届出件数	未提出対象数	届出件数
法人設立時の登記	42	42 (35)	0	80 (66)	0	90 (82)	0	212 (183)
役員の変更等	39	39 (15)	0	50 (24)	0	76 (35)	0	165 (74)
定款変更(総款変更)	2	2 (1)	0	11 (7)	0	10 (6)	0	23 (14)
法人の解散	0	0	0	3 (2)	0	3 (2)	0	6 (4)
残余財産の処分	0	0	0	0	0	0	0	0
法人合併時の登記	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	83	83 (51)	0	144 (99)	0	179 (125)	0	406 (275)

1 対象数は、届出義務を有する法人数である。
 2 届出件数の実数は、届出を行った法人数である。
 3 届出件数のカッコ書きは、原因発生から1ヶ月以内に提出された件数であり、内数である。
 4 未提出は、届出義務を有するが届出を行わない法人数である。

(7) 不祥事、苦情等への対応

NPO法人に関する苦情等は、物品販売に関するものなど比較的多くあり、消費生活センタ-

など関係機関への相談について助言している。

また、最近の動向として、NPO法人に関して、県民生活に好ましくない影響を及ぼしている事例や不正行為の疑いが報道されている。

こうした場合、内閣府国民生活局においては、「NPO法の運用方針」に基づいて「市民への説明要請」を行っており、平成17年5月1日からは、そのための判断基準を整備している。

他県においても、同様の対応を行っているものがあるが、本県においては、このような対応は行っていない。

2 監査の意見

(1) 事業報告書等の提出について

事業報告書等の提出及び閲覧の制度は、NPO法の趣旨を実現する上で極めて重要な地位を占めるものである。事業報告書等を提出しない法人又は提出しても事業報告書等の内容が不適切な法人に対しては、十分な実態把握を行い、適切な対応を行うことが必要である。

(2) 不祥事への対応、健全な特定非営利活動の促進について

この監査の総盤において、公的な助成金の不正受給を行ったNPO法人、法令に基づく学校ではないとはいえ学校施設を未整備のまま開校し、休校となり現在も再開のめどもついていないNPO法人の存在が明らかになった。このようなことは、健全な活動を行っているNPO法人までもが、県民の不信の目にさらされ、ひいては、特定非営利活動の健全な発展を阻害する。特に、学校施設を未整備のまま開校し、再開のめどもついていないNPO法人の件については、県民に学費の未返還という具体的な損害を与え、監督のあり方について立法趣旨を重んじるあまり過度に慎重になっている印象は否めないと報道されており、県行政に対する県民の信頼を損ないかねないものと考えられる。

このことから、次の2点について要望する。

1 点目は、「法的要件への適合性の明確化」及び「市民への説明要請」の実施である。NPO法人に関する不祥事に対応し、健全な特定非営利活動を促進する方策としては、「NPO法の運用方針」が適切と考えられる。県においても、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図る「法的要件への適合性の明確化」や、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する「市民への説明要請」のような取組みについて、検討することが望まれる。

2 点目は、適時適切な改善命令の実施である。NPO法第42条に規定する改善命令は、所轄庁が任意に収集した資料で行うことができる、法令や定款等の違反がない場合であっても行うことができる、法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められる場合に行うことが

できることと解されている。このことから、改善が必要な事由の発生を把握した場合に、N P
 O 法人の自主性や自立性を尊重しながらも、県民の利益を守る観点に立って適時適切な対応が
 取れるよう、検討することが望まれる。

宮 城 県 公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第52号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下
 「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成18年4月7日

宮城県公安委員会

委員 長 矢 嶋 聰

1 実施講習種別及び実施警備業務区分

(1) 実施講習種別

警備員指導教育責任者特別措置講習

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公
 安委員会規則第2号）の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条
 第1項の規定による講習）

(2) 実施警備業務区分

警備業法第2条第1項第3号に規定する警備業務（運搬警備業務）

2 講習実施期日

平成18年5月10日（水） 11日（木）の2日間（計14時間）

（10日は、午前8時30分から午後5時まで、11日は、午前9時から午後5時まで）

3 講習実施場所

社団法人宮城県警備業協会

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 電話022 - 371 - 0310

4 受講資格

警備員指導教育責任者資格者証を有する者

（警備業法（昭和47年法律第117号）の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）の施行（平
 成17年11月21日）以前に交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者）

5 受講定員

おおむね30人

6 受講手続

(1) 受講申込み受付期間

平成18年4月18日（火）から同月28日（金）までの土、日曜日を除く9日間（各日とも午前9
 時から午後5時まで）

ただし、先着順に受け付け、定員になり次第締め切る。

(2) 受講申込書の提出方法及び提出先

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則に定める別記様式1
 号の受講申込書（顔写真を貼付）一通に、公安委員会関係手数料条例（平成12年条例21号）第2
 条第1項の表第64の項に基づき、1万4千円の宮城県収入証紙を添えて、宮城県内の各警察署生
 活安全課において、受講手続きを行うこと。

なお、代理人による申込みを希望する場合は、事前に警察本部生活安全企画課に問い合わせ、
 説明を受けること。ただし、郵送による受講申込みは受け付けない。

(3) 添付書類

警備員指導教育責任者資格者証の写し（旧資格者証の写し）

7 その他

受講申込書の受付後は、申込みを取り消した場合は講習を受講しなかった場合においても、手
 料金は返還しない。

8 講習に関する問い合わせ先

警察本部生活安全企画課

電話番号 022-221-7171 内線8033

